

理解度チェック

理解度チェック

Q1

産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約書を省略し、代わりに請書を求めた。

理解度チェック

A1 ×

金額に関わらず、収集運搬業者、処分業者の
それぞれと書面で契約しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
【第6条の2第4号（一部抜粋）】

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

理解度チェック

Q2

学校で出た紙くずと廃プラスチックを、紙くずと廃プラスチック類の許可を有する産業廃棄物処理業者に委託した。

理解度チェック

A2 ×

学校は紙くずの業種限定に該当しないため、事業系一般廃棄物となり、産業廃棄物の処分業者に処理委託することはできません。

廃プラスチックは業種限定がないので、事業活動で出た廃プラスチック類は全て産業廃棄物になり、許可を有した産業廃棄物処理業者に委託することになります。

理解度チェック

Q3

昨年度は、産業廃棄物処理委託する際に電子マニフェストを使用していたので、マニフェスト交付等状況報告書は提出しなかった。

理解度チェック

A 3 ○

電子マニフェスト登録分については、廃棄物処理法第12条の5第9項に基づき、日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。情報処理センターでは、電子マニフェストシステムに登録された、1年間のマニフェストデータを電子媒体に保存して、都道府県知事等に報告します。ただし、1年の間に1枚でも紙のマニフェストを交付した場合は、その分のマニフェスト交付等状況報告書の提出が必要です。

理解度チェック

Q4

PCBに関する事項で誤っているのは次のうちどれか。

- ① 高濃度PCB含有機器は、使用中であっても、高濃度PCB廃棄物とみなされる。
- ② 事業場から新たにPCB廃棄物が発見されたため速やかに「PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を所管行政に提出した。
- ③ 分析の結果、非PCB廃棄物と判明したものは普通産業廃棄物として処理を行う。
- ④ PCB廃棄物は撤去工事を実施した元請業者に処理責任がある。

理解度チェック

A4 ④

PCB廃棄物の処理責任は、保管者にあります。

PCB廃棄物の譲渡し・譲受けは、法律により原則禁止されており、処理の許可を受けていない元請業者や解体業者に引き取ってもらうことはできません。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
【第17条】

何人も、環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

理解度チェック

Q5

PCBに関する事項で誤っているものは次のうちどれか。

- ① 1990年製のコンデンサーは高濃度PCBの疑いがない年代にあたるため、普通産業廃棄物として処理を行った。
- ② 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末までである。
- ③ PCB濃度が1,000mg/kgの変圧器は低濃度PCB廃棄物である。
- ④ 低濃度PCB廃棄物の処分は、無害化処理認定施設等、定められた施設で行う必要がある。

理解度チェック

A5 ①

コンデンサーの製造年によるPCB廃棄物の判別の目安は下の図のとおりです。高濃度PCBの疑いがない年代であっても、低濃度PCBの可能性があるため、普通産業廃棄物として処分をするには分析により非PCB廃棄物(0.5mg/kg 以下)であることを確認する必要があります。



※ なお、コンデンサー等の絶縁油封じ切りの機器や小型の変圧器等では、確実に高濃度PCB廃棄物に該当しないことが銘板情報等から確認できれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物とみなして処分することが可能です。

理解度チェック

Q6

業務用冷蔵庫を廃棄することにした。

フロン類は充填回収業者に回収してもらつたので、廃棄物処理業者には引取証明書の原本を渡し、機器を引き取ってもらった。

理解度チェック

A6 ×

廃棄物処理業者等に第一種特定製品（※業務用エアコン・冷蔵庫等）を引き取ってもらう際には、引取証明書（※充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書類）の写しを交付する必要があります。なお、引取証明書の原本は、交付を受けた日から3年間保存しなければいけません。